

【資料5】

道路運送法上の許可について

近畿運輸局和歌山運輸支局

# 道路運送法上の許可について

---



**近畿運輸局 和歌山運輸支局**

## ○旅客自動車運送事業とは

- ①他人の需要に応じるものであること、②有償であること、③自動車を使用したものであること、
- ④旅客を輸送するものであること

## ○道路運送法上の「有償性」の判断

①継続性を問わない。

②運送行為に対する経常的収入とみなされるか否かは問わない。

→直接か間接かを問わない。運賃、利用料、負担金、会費等名目の如何を問わない。

→輸送以外の生業のサービスという形式で輸送そのものの対価として明確に徴収されていなくとも、下記の場合には有償と解する。

・輸送手段の有無により、生業における物品の販売や役務の提供の対価に差異がある。

・当該輸送に要するコストが生業における物品の販売や役務の提供の対価の中に含まれており、輸送サービスを受ける者と受けない者との負担の差異が生じないものであっても、同種の事業者の価格と比べて高い場合や輸送にかかるコストが価格に占める割合が相当程度である場合及び生業と一体となった輸送を宣伝したり、状態として実施している等のため、当該生業の対価が実質的に輸送の対価を含んでいることを認識して利用者が当該輸送のサービスを受けている場合

③金銭的給付であるか否かを問わない。

④輸送行為の目的を問わない。

⑤給付と反対給付との間に必ずしも均等がとれている必要がない。

・一般旅客自動車運送事業(福祉輸送事業)は、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って、要介護者、要支援者、身体障害者、肢体不自由等により単独での移動が困難な者であって、公共交通機関の利用が困難な旅客を運送する事業です。

・特定旅客自動車運送事業は、介護保険法の介護事業の指定を受けている介護サービス事業者が要介護認定者のみを自宅等と介護報酬の支払い対象となる医療施設等との間の送迎輸送を行う場合、もしくは身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法の支援費事業の指定を受けている事業者が支援費制度における支援費の支払い対象となる行為と連動した輸送を行う事業です。

	一般乗用旅客自動車運送事業(福祉輸送事業)	特定旅客自動車運送事業
申請者	個人・法人ともに申請可能	指定訪問介護事業者
運送需要者及び運送範囲	① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 ② 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 ③ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 ④ ①～③に該当する者のほか、肢体不自由、内部障害、知的障害及び精神障害その他の障害を有する等により単独での移動が困難な者であって、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者 ⑤ 消防機関又は消防機関と連携するコールセンターを介して、患者等搬送事業者による搬送サービスの提供を受ける患者 ⑥ 輸送範囲は、府県単位の営業区域によるもの	① 要介護者であり申請者たる介護サービス事業者との間に介護サービスの利用に関する契約を締結している者 ② その要介護者が要介護認定を受け、特定の市町村から介護報酬の支払いを受け得る資格のある者 ③ 輸送範囲は、ケアマネージャーの作成したケアプランに基づく、病院・医療施設 その他、介護施設、公的手続きのための施設等も含まれ得るが、介護報酬の支払い対象となる必要がある ※ケアプラン以外の輸送(観光等)には利用できない
運賃関係	運賃認可を受ける必要がある	許可後、運賃設定届が必要(タクシーメーター不要)
運転者	① 2種免許が必要 ② セダン型の自動車を使用する場合は、介護福祉士又は訪問介護員又はサービス介助士の資格を有しているか、(一財)全国福祉輸送サービス協会が実施する福祉タクシー乗務員研修を終了していること	2種免許が必要
運行管理体制	運行管理者・整備管理者(委嘱可)・指導主任者を選任する	運行管理者・整備管理者(委嘱可)を選任する
法令試験	毎月末までの申請者について、翌月10日過ぎの法令試験を受験し合格する必要がある	実施しない

# 車両の表示等について

## ○車体表示事項

### 【一般】

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 「患者輸送車両」又は「福祉輸送車両」及び「限定」

### 【特定】

- (1) 事業者の氏名、名称又は記号
- (2) 「特定」

※文字の大きさは一文字縦横5センチメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、車両の両側面に外部から容易に判別できるように行うこと。

## ○車内表示

### 【一般・特定共通】

- (1) 事業者の氏名又は名称及び自動車登録番号
- (2) 運転者及び補助者等の氏名

### 【一般】

- (3) 運賃料金の内容

※【一般】は近畿運輸局HP掲載の公示「ハイヤー・タクシー車両等に関する取扱いについて」をご覧ください。

## 《参考》

### 【一般】

#### ○営業所への公示事項

- (1) 運送約款、(2) 運賃及び料金

# 自家用自動車有償運送(法78条許可)について

## 【申請者】

訪問介護事業所等の指定を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業)もしくは特定旅客自動車運送事業者

## 【運送需要者及び運送の範囲】

介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する介護(介護予防を含む。)サービス計画(ケアプラン)又は市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、資格を有する訪問介護員等が訪問介護サービス等と連続して、又は一体として行う要介護者等の輸送

## 【運賃関係】

運輸局にて認可をうけた運賃、もしくは届出した運賃

## 【運転者】

- ①第2種免許保有者
- ②第1種免許保有者で、大臣認定講習を修了した者

## 【車両の表示等】

### ○車体表示事項

- (1)氏名、名称又は記号
- (2)「有償運送車両」又は「78条許可車両」

※文字の大きさは一文字縦横5センチメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、車両の両側面に外部より見やすいように表示する。

### ○車内表示

運賃及び料金、乗務員証並びに自動車登録番号について利用者に見やすいように車内に表示又は備え置くこと。

## 【許可に付す期限】

2年間

※引き続き車両を使用する場合は、許可期限の1ヶ月前までに和歌山運輸支局へ申請書の提出が必要